

弱者に対する法的支援の拡充及び窮境事業者の支援に関する緊急提言

平成26年6月19日

自由民主党政務調査会
司法制度調査会
民事・国際戦略小委員会
犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT

第1 施策の必要性・緊急性

我が国の司法を取り巻く社会情勢は、様々な解決すべき喫緊の課題を抱えている。

真っ先に考えなければならないのは、既に現実のものとなり、今後さらに速度を増して顕著化することが確実な超高齢社会に対する対処である。高齢者数が人口の4分の1を超え、認知症及び軽度認知障害の方が合わせて800万人を超える中、核家族化が進み、独居の高齢者が増加している。成年後見人が不足している問題もあって、高齢者は消費生活上の損害や特殊詐欺等の犯罪被害その他の法的トラブルに遭いながら、適切に支援を求めることができないでいる。高齢者を標的とする消費者被害、特殊詐欺は巨額にして増加傾向にあり、早急にこれを食い止めなければならない。このようなことは、障がい者についても当てはまる。消費者被害の規模は約6.5兆円、特殊詐欺被害の規模は約490億円と言われる中で、高齢者・障がい者も、場合によっては数千万円規模の被害を被っているのが現状である。このような事態に陥る前に、弁護士等が早期に問題を発見することができれば、その被害を未然に防ぐことができるのみならず、被害者が財産を失った場合に必要となる社会保障費用の節減にもつながる。その結果として、高齢者や障がい者に対する援助にかかるコストも優に回収できると思われる。

次に、我が国は、今まさに東日本大震災からの復旧・復興の過程にあるが、力強くこれを進めていくためには、被災者が抱える様々な法的問題を迅速かつ適切に解決することが必要である。そして、さらに、東日本大震災の教訓を忘れず、今後発生しうる大規模災害に対する備えを万全にしなければならない。南海トラフ巨大地震等今後高い確率で大規模災害の発生が予測されているところであり、

これへの備えは待ったなしである。

そして、犯罪被害の分野では、いわゆるストーカ一事案やDV事案、児童虐待事案等は、ともすれば被害者の命にかかわる深刻な事態が生じる。もちろん、このような支援はまずは警察に期待されるところであるが、現実をみると、これらの事案では加害者と被害者に親族関係があったり、交際しているなど一定の人間関係があることなどから警察への申告をちゅうちょしやすい面があり、警察以外に援助の窓口を設ける必要がある。昨年は、ストーカ一、DVともに認知件数において最多数を記録したところであり、喫緊に対策を講じ、これら被害者の命を助け、安心・安全な生活を守らなければならない。また、放置すれば命にかかわるような深刻な犯罪被害者の援助については、援助にかかる費用は、被害者の生命を守るためのコストであり、本来その多寡を問題とすべきところではない。他方、被害が現実化すれば大きな社会不安を生じるとともに、莫大な捜査・裁判コストを必要とすることからすれば、この援助を活用して被害を未然に防ぐ結果として、やはり援助にかかるコストは優に回収できると思われる。

ここまで述べたところに加え、今後ますます複雑多様化する国民の法的ニーズに的確かつ柔軟に対応するための受け皿としての役割を、弁護士会と日本司法支援センターが連携しつつ果たしていくことなども、誰もが暮らしやすい社会を実現するための法的インフラ整備の一環として推進されてよいであろう。

他方、誰もが暮らしやすい社会を作るためには、何より経済基盤の強化が不可欠である。アベノミクスの推進により我が国の経済は回復基調にあるといえるものの、今後この流れをより一層推進するためには、窮境に陥った中小企業等事業者の事業再生を促進し、再び我が国経済の牽引役となれるような仕組み作りが喫緊の課題である。そのためには、サービサー法を改正し、サービサーが、私的整理ガイドラインや事業再生ADR等を利用して事業再生をしようとする者の有する債権を譲り受け、又は委託を受けて回収することができるようにすることで、事業再生の手續におけるサービサー制度のより積極的な活用を可能とし、これによって事業再生の手續を迅速かつ円滑化して、事業者の迅速かつ早期の再生を促進することが肝要である。このようにして事業再生の手續の迅速化および円滑化を図ることにより、地域経済の基盤となる中小企業等事業者の事業

再生の推進、地域経済全体の再生等につながり、「強い日本」を取り戻すことができるのである。

第2 提言

- 自らの力で法律専門家の援助を求めることができない高齢者及び障がい者に対して、法律専門家から積極的に働きかけ、適切な法的援助が実施できるよう、事前の資力等審査を必要としない無料法律相談を実施できるようにし、また、特にこのような方が必要としている身近な生活環境にかかる援助のうち弁護士等が行うべき支援を援助の対象とできるように、総合法律支援法を改正すべきである。
- 一定の大規模災害について、地域の復旧・復興等のため、地域の要請に応え、その被災者であれば誰でも無料法律相談を受けることができるよう、総合法律支援法を改正すべきである。
- 東日本大震災については、復旧・復興は道半ばであることから、震災法律援助を平成27年4月以降も延長できるように、震災特例法を改正すべきである。
- ストーカー・DV・児童虐待等深刻な再被害のおそれが強い犯罪被害者の安心・安全な生活を守ることは国の責務であることから、このような被害者に対し、迅速かつ適切に法律専門家による援助を施すことができるよう、このような被害者等であれば誰でも利用できる無料法律相談と再被害防止のための法的援助制度の策定を内容とする総合法律支援法の改正を行うべきである。なお、この援助に関しては、未成年者（子ども）が利用することを念頭に制度設計すべきである。
- 弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センターを、国際法務や知財等の専門的な領域を含めた継続教育の場としたりすることができるように、総合法律支援法を改正すべきである。
- サービサーが事業再生をしようとする者の有する債権等を譲り受け、又は委託を受けて回収することができるようにすることで、事業再生の手続等におけるサービサー制度のより積極的な活用を可能とするよう、サービサー法を改正すべきである。